

鳥取県働き方改革応援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従業員の労働環境改善などの働き方改革に取り組む中小企業者等に必要な資金を融資し、将来的な人手不足の解消や生産性の向上に繋げることを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の労働環境改善に資する取組(生産設備、店舗の改修など直接的に収益につながるものを除く)を行う者 (対象設備の例) ・従業員向け施設(休憩所・食堂・更衣室等) ・労務管理用機器 ・遠隔地勤務用機器 ・企業内保育所 ・従業員向け施設のバリアフリー改修 ・外国人対応設備(多言語・宗教)									
資金の用途	運転資金・設備資金(従業員の労働環境改善のために必要なものに限る)									
融資限度額	3千万円									
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)									
融資利率	年1.50パーセント(変動金利)									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
	※経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。									
担保・保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									
進捗状況又は結果報告	この資金の融資を受けた者は、県の照会があった際に、進捗状況又は結果を報告することとする(第7条参照)。									

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、働き方改革応援資金申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)及び事業計画書(様式第2号)に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(進捗状況又は結果の報告)

第7条 県は、必要があると認めるときは、この資金の融資を受けた者に、事業状況報告書(様式第3号)により事業計画の進捗状況又は結果を報告させることができるものとする。

(資金措置)

第8条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第5条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。